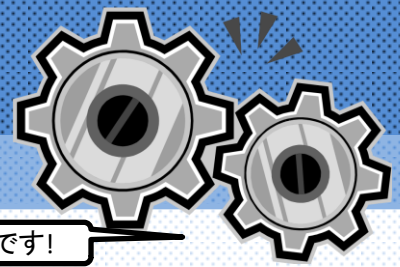


償却資産



減価償却について、お困りのことはございませんか？

固定資産税の中の、多くの法人が気になっている、償却資産の耳寄り情報です！

◆ 償却資産の申告について

「1月1日に持っている償却資産を申告」で、
1月31日までって間に合いません。

毎年提出でも年1回だから
忘れてしまいますよね...
でも我々がお手伝いします。

申告書等の作成のお手伝いを致します！

◆ 償却資産の申告のその後について

他の方が所有している同じ償却資産だけど、
他人より多く税金を支払っているようです。

調査をしてみる価値があります。
調査手続きについても
お手伝いします。

申告書等の作成後もお手伝いを致します！！

減価償却について

- ・本を読んでも今一つやり方がわかりません。
- ・本音を言うと、今までのやり方が合っている気がしません。
- ・右の表通りかどうか怪しいです。
- ・耐用年数に自信がありません。
- ・この資産はどれに該当するのかしら？

償却資産

- ・実は償却しなくていい償却資産まで課税の対象になっていそうなのですが...
- ・償却資産によっては、評価額が割り引かれるものもあるって本当ですか？
- ・所有権移転外ファイナンスリースって何？

支払

- ・実は前倒しの納税で納税額を少し減らせる条例を設けているところもありますって聞いたのですが、うちの所ではどう？
- ・ついでに借入の相談も...

上記のことなどちょっと
でも気になったら
ご相談下さい

	取得時期	取得価格	国税取扱	地方税取扱
申告する資産	～平成元年3/31	～99,999円	損金参入	申告対象外
			減価償却	申告対象
申告する資産	～平成10年3/31 以前に開始した 事業年度分 (上記を除く)	100,000円～	減価償却	申告対象
			減価償却	申告対象
法人の場合	上記以降	～99,999円	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		100,001円 ～199,999円	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			200,000円～	減価償却

※租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得価格30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象になります。
※なお、所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価格が20万円未満のものは申告対象になりません。

法改正により減価償却方法が会計上で変わりました。そのご相談も！

(株) ブレインコンサルティング

保科公認会計士・税理士・中小企業診断士事務所

E-mail : info@braincon.co.jp

Tel : 03-3556-9481

Fax : 03-3556-9482